

令和 8 年 1 月 20 日

令和 8 年千葉市教育委員会会議第 1 回定例会

[參考資料]

千葉市教育委員会

本市の学校適正規模・適正配置に係る取組み

年度	経過
平成17年度	小学校：120校、中学校：56校
平成18年 4月	千葉市初の統合校「花島小学校」の開校
平成19年10月 取組み推進	第2次千葉市学校適正配置実施方針の策定 小：18→8校 中：6→3校
平成29年 6月 平成30年 2月	学校教育審議会【諮問】 【答申】
平成30年 4月 取組み推進	第3次千葉市学校適正規模・適正配置実施方針の策定 小：8→4校 中：2→1校 【計】 小学校：26→12校、中学校：8→4校
令和7年 3月 11月	学校教育審議会【諮問】 【答申】
令和8年 1月	小学校：107校、中学校：53校

※直近20年間で統合を除く新設校＝小1校・中1校

実施方針の改訂について

現実施方針の根幹である次の部分は維持することとし、一部を改訂する。

【目的】

「子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実」

【適正規模の基準】

小学校：各学年2学級以上、全体で12学級以上24学級以下
中学校：各学年4学級以上、全体で12学級以上24学級以下
* 中学校の各学年3学級以上、全体で9学級以上11学級以下は準適正規模

【基本的な方針】

- ・ 子どもの教育環境の改善を中心(に)据え、学校規模の適正化を優先に検討するとともに、全市的な学校配置のバランスや地域の実情を考慮した最適な学校適正配置を検討します。
- ・ 丁寧な情報提供、説明、十分な対話を通じて、保護者・地域住民と協働で、活力ある学校づくりに取り組みます。
- ・ 学校教育における義務教育期間9年間の連続性、多様な教育的支援の必要性、地域コミュニティとの関係性を十分に考慮して検討します。

主な改訂部分について

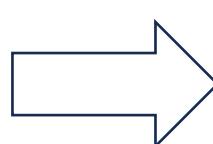
- ・ 策定時（H30）からの状況の変化を反映し更新。
・ 主なポイント：
① 小規模校に関する取組みの優先度
② 取組みの進め方

実施方針（改訂）のポイント①

4 取組みの方法（4）小規模校に関する取組みの優先度【実施方針 P8】

	I	II	III
基準	小:6学級以下(120人未満) 中:5学級以下	小:6~11学級(240人未満) 中:6~8学級	小:6~11学級(240人以上) 中:9~11学級(各学年3学級以上)
対応方針	早期に検討が必要	検討が必要	中長期的な検討が必要

〈現行〉



	I	II	III
基準	小:6学級以下(100人未満) 中:5学級以下	小:6~11学級(200人未満) 中:6~8学級	小:6~11学級(200人以上) 中:9~11学級(各学年3学級以上)
対応方針	早期改善(発生抑制)	改善が必要	近隣校の状況等をふまえ検討

〈改訂〉

確保すべき一定程度の学校規模（最低限）

【改訂の理由】

- ・ 学級編制の標準の引き下げ（40→35人）に伴い人数基準を見直し
- ・ **対応方針を見直し**

「優先度Iの学校規模を速やかに改善するとともに、原則発生させないよう取り組みを進めます。」

【優先度Iの考え方】

小学校：6学級以下（100人未満）

・ **複式学級**を有する。もしくは全学年単学級。

・ 標準児童数(35人)の半数未満の学年が発生し、男女比の偏りや**教育活動の制約**など、小規模校化に伴う課題が顕在化しやすくなります。

中学校：5学級以下

- ・ 1つ以上の学年で**クラス替え**ができるない単学級が発生。
- ・ 免許外指導の教科の発生に加え、**人間関係の固定化**や生徒指導に係る課題の長期間化・重大化などの小規模校化に伴う課題が顕在化しやすくなります。

実施方針（改訂）のポイント②

5 取組みの進め方 [実施方針 P11~]

(1) 基本的な方針

- ・ 地域の実情に即した最適な適正配置を実施するために、**子どもの教育環境の改善を中心**に**据え**、保護者や地域住民の方々との対話を通じて、理解と了承を得て取り組みを進めます。
- ・ 円滑な取組みに向け、教育委員会は将来像を提示するとともに、保護者や地域住民と教育環境の改善に向けた意識の共有を図り、地元代表協議会の主体的な協議を支援します。

維持

4

(2) 基本的な進め方

- ・ 第1段階と第2段階を入替え (初めに教育委員会から学校適正配置案を提示する)

改訂

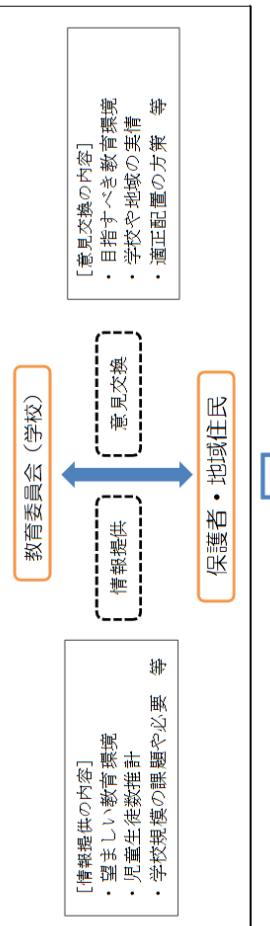
- ・ 地元代表協議会から学校適正配置を要望
⇒地元代表協議会は教育委員会の提案に回答

<改訂：次頁の新旧イメージ図参照>

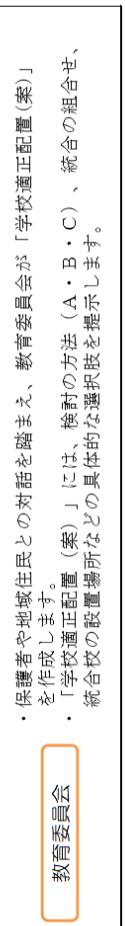
- 第1段階：教育委員会は**学校適正配置案を作成**
- 第2段階：学校適正配置案を提示しつつ、学校規模の改善に向けた機運を醸成
- 第3段階：地元代表協議会を設置
 - ・ 学校適正配置案の選択もしくは**修正を協議**
 - ・ 学校適正配置案に対する回答を取りまとめる
- 第4段階：教育委員会は**学校適正配置を決定・実施**

[日]

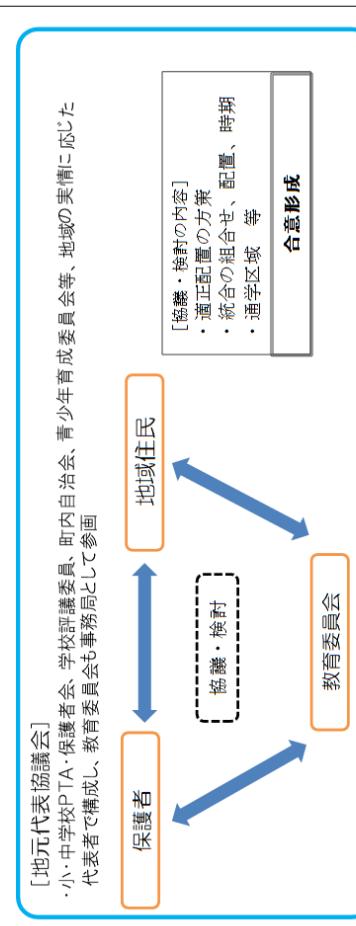
第1段階：課題提起・意識の共有【各学校単位】



第2段階：適正配置（案）の作成



第3段階：地域全体の合意形成【複数校単位】



・地元代表協議会において合意形成を図り、「学校適正配置の要望書」を取りまとめ、教育委員会へ提出していただきります。

第4段階 決定・実施



[新：改訂]

第1段階：適正配置案の作成

